

阪神高速道路株式会社の平成26年度会計監査人候補者の募集公告

平成26年2月12日

経理担当執行役員 井川 清人

阪神高速道路株式会社（以下「会社」という。）は、会社法第436条等の規定により、会計監査人の監査を受けなければならないこととなっています。

会社による会計監査人候補者の選定は、別紙の「会計監査人候補者選定の審査項目」に基づき評価を行い、会計監査人候補者を選定し、その後、会社法の規定に基づき、株主総会に会計監査人の選任の議案を提出する手続きを経ることとしています。

つきましては、会社の会計監査人候補者を選定するため、下記に定めるところにより、会計監査人の就任を希望される監査法人を募集いたします。

記

1 業務の名称

「平成26年度阪神高速道路株式会社会計監査業務」（以下「監査業務」という。）

2 監査業務の対象年度

平成26年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）

3 監査業務の実施期間・任期

平成26年6月上旬から平成27年6月下旬まで（次年度以降の契約は、審査により継続有）

4 監査業務の内容

監査業務の内容は、監査計画、期中監査、中間監査及び期末監査とします。

5 企画書の提出

企画書の提案に当たっては、「企画書（記載要領）」をご参照の上、ご提出ください。

6 応募資格

- (1) 監査法人であること。
- (2) 株式会社の会計監査業務の実務実績を有する監査法人であること。
- (3) 公認会計士法第24条から第24条の3、第34条の11から第34条の11の5等の規定により、株式会社の財務諸表等の書類について監査をすることができない監査法人に該当しないこと。
- (4) 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない監査法人に該当しないこと。

7 企画書記載要領の交付

- (1) 交付期間 平成26年2月12日（水）から平成26年3月4日（火）までの平日
午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで
- (2) 交付場所 〒541-0056 大阪市中央区久太郎町4-1-3 12階
阪神高速道路株式会社
担当部署 経理部 財務課
担当者 松浦、岸
電話 06-6252-8121（代表） FAX 06-6251-6930

8 企画書の提出

- (1) 提出期限 平成26年3月5日（水）正午必着
- (2) 提出先 7(2)の担当部署と同じ
- (3) 提出方法 直接提出（持参）のこと
提出時に、企画書の内容に関するヒアリングを実施します。提出の際には、事前に、担当者までご連絡下さい。
- (4) 提出部数 5部
- (5) その他
 - イ 企画書提出の際には、代表者の記名・押印の上、提出ください。
 - ロ 受付時間は、平日の午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時までとします。
 - ハ 提出内容については、会計監査人候補者選定以外に使用することはありません。
 - ニ 提出のあった企画書は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取り消しができません。又、一切返還いたしませんので、ご了承願います。
 - ホ 企画書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

9 企画書の募集に関する質問の受付及び回答

- (1) 受付先 7(2)の担当部署と同じ
- (2) 質問方法 FAX（A4、自由様式）による。
- (3) 受付期間 平成26年2月27日（木）までの平日午前10時から午後4時まで
- (4) 回答 質問の受付日より3日以内にFAXで回答する。
- (5) 質問及び回答の閲覧 企画書に関する質問及び回答の閲覧は、次のとおり行う。
 - ① 閲覧期間
平成26年2月17日（月）から3月4日（火）までの平日午前10時から午後4時まで
 - ② 閲覧場所
会社内閲覧コーナー

10 会社の業務内容等の情報提供

会社の業務内容等につきましては、会社ホームページ (<http://www.hanshin-exp.co.jp>) を参照して下さい。

11 企画書の審査方法及び選定結果の公表等

会社設置の会計監査人候補者選定審査委員会において、提出された企画書を審査し、会計監査人候補者を選定します。

この審査終了後、企画書の提出者に選定結果を連絡します。

12 その他

- (1) 監査業務の履行に伴って発生した物件又は監査契約に基づいて会計監査人が取得した物件は、すべて会社に帰属するものとします。ただし、監査調書の原本は、会計監査人に帰属するものとします。
- (2) 会計監査人が監査業務の遂行に当たって、会社に提出した書類等が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定される著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合は、当該著作物の著作権は会社に帰属するものとします。

以 上

会計監査人候補者選定の審査項目

審査項目		
①監査体制	監査法人の評価	1) 公認会計士数
	監査法人の評価	2) 大阪市に在する事務所に所属する公認会計士数
	監査チームの評価	3) 監査責任者の監査実務年数
	監査チームの評価	4) 監査従事予定者の人数 ・ 監査者総数 ・ 責任者数 ・ 公認会計士数
	監査チームの評価	5) 監査従事予定者（監査責任者を除く）経験年数上位3人の監査実務年数の合計（1人毎1年未満切捨て）
②監査費用	見積金額	
③特記事由	<p>（加点項目）</p> <p>以下の2項目について、それぞれ11ポイント以上の文字を使用し、項目ごとにA4サイズ2枚以内（図表を含む。）で記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 品質を確保しながら、効率的な監査を実施するための具体的実施方法 ・ 会社の監査上、優位性を有する項目 <p>（減点項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過去1年の行政処分など監査法人の信頼性を著しく損なう事由 ・ 過去1年で敗訴した案件の概要 	